

第5回 働き方改革 フォローアップ調査 結果概要

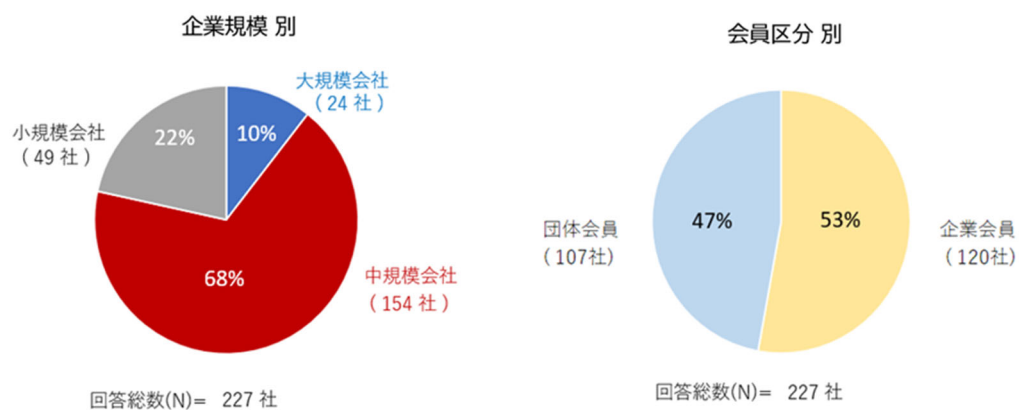
当協会では、働き方改革の取組み状況に対し、会員の技術系社員を中心とした長時間労働の是正に向けた取組み状況を把握するため、2018年より毎年フォローアップ調査を実施しています。今回は半年後(2024年度)に迫った、「建設業の時間外労働の上限規制(以下、「上限規制」という)」を見据え、会員の現状とその対応のヒントとなる参考事例を取り入れまとめました。

今回の調査依頼について

今回、2022年度の状況把握として2023年4~5月にかけて調査を実施し、全国の企業会員120社、団体会員107社の協力のもと計227社より働き方改革への課題にしばった設問とし、その結果を得ました。ご協力いただいた各会員に対し、心からお礼申し上げます。

※ 今回の調査結果の詳細については、別途「第5回働き方改革フォローアップ調査集計結果」を当協会ホームページの会員専用サイトより入手可能です

今回の回答者構成



※ 企業規模別 区分の条件

区分	従業員数	資本金
① 大規模企業	301人以上	3億円超
② 中規模企業	300人以下	もしくは 3億円以下
③ 小規模企業	20人未満	---

今回の区分判定方法
最初に③小規模企業の条件にて選定、次に②中規模企業の条件企業にて選定し、それ以外を①大規模企業として判定した。

結果のまとめ方

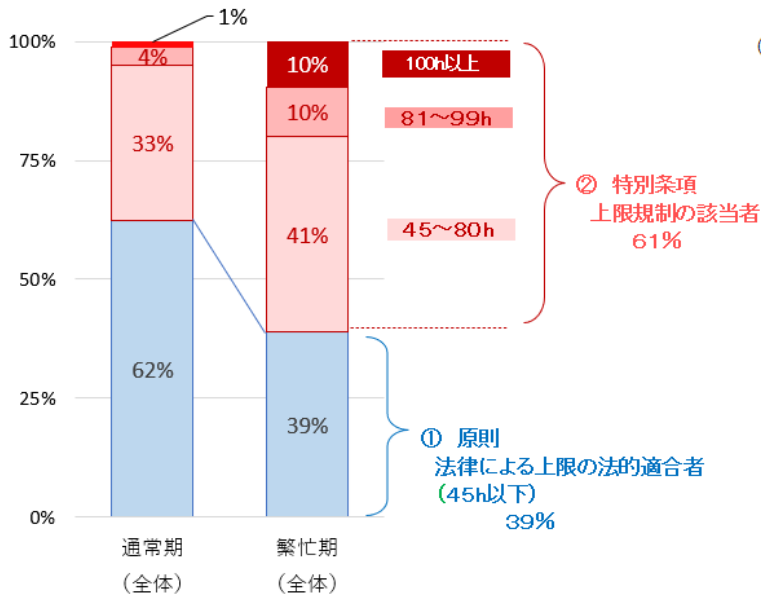
当協会では、企業規模に関係なく幅広く会員に加入していただいております。「上限規制」に向け、経営規模による対処の差異を考慮し、昨年に続き企業規模別に状況を管理し、その関連課題についての会員の取組み状況をここに概略版としてまとめました。

結果 I. 技術者の月間「時間外労働」状況

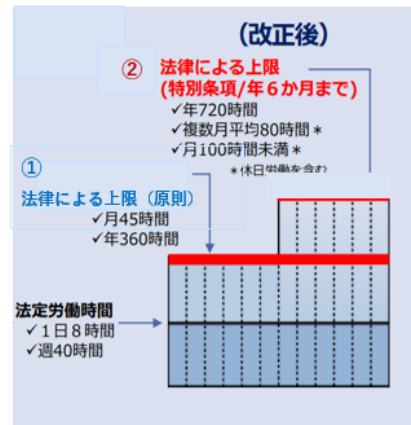
(問3より)

新築工事における技術者の平均的な月間の「時間外労働」は、来年度からの「上限規制」条件にあてはめれば、通常期では4割(38%)、繁忙期では6割(61%)の者が該当者となる。

当協会の会員の2022年度の時間外労働の状況を、
2024年度から適用される1か月時間外労働の上限規制条件に当てはめた場合



(参考) 2024年からの上限規制 (厚労省 資料)

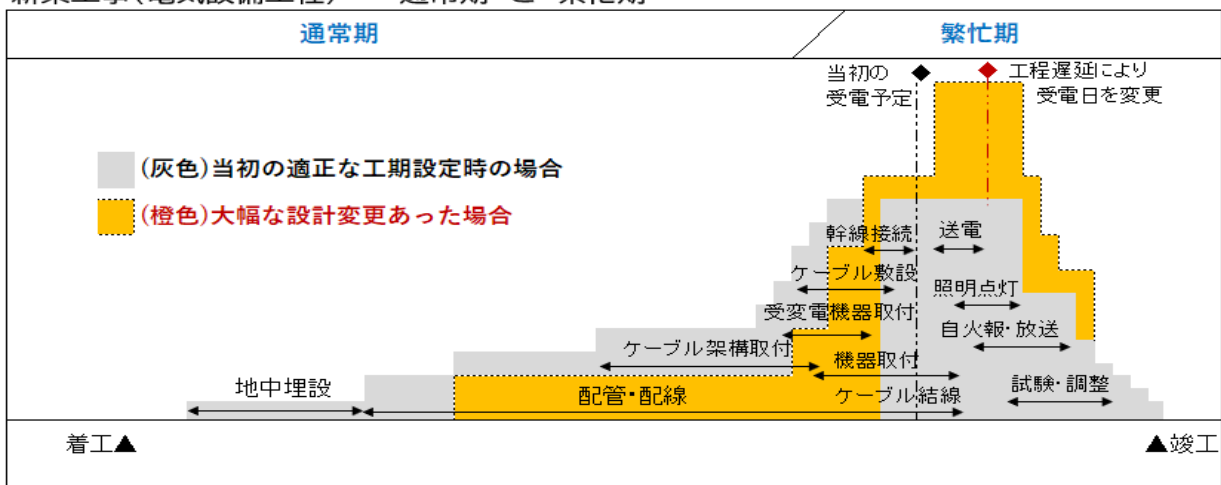


※ 繁忙期とは、一般的な新築工事では出来高の推移は下記表の通り

通常期…… 契約後からほぼ当初計画通りの工程が進む期間

繁忙期…… 受電後から竣工まで、もしくは、追加変更等や前工程の遅れにより、工事後半に当初予定施工出来高より大きく上回るようになった時期から竣工までの期間

新築工事(電気設備工程) 通常期 と 繁忙期



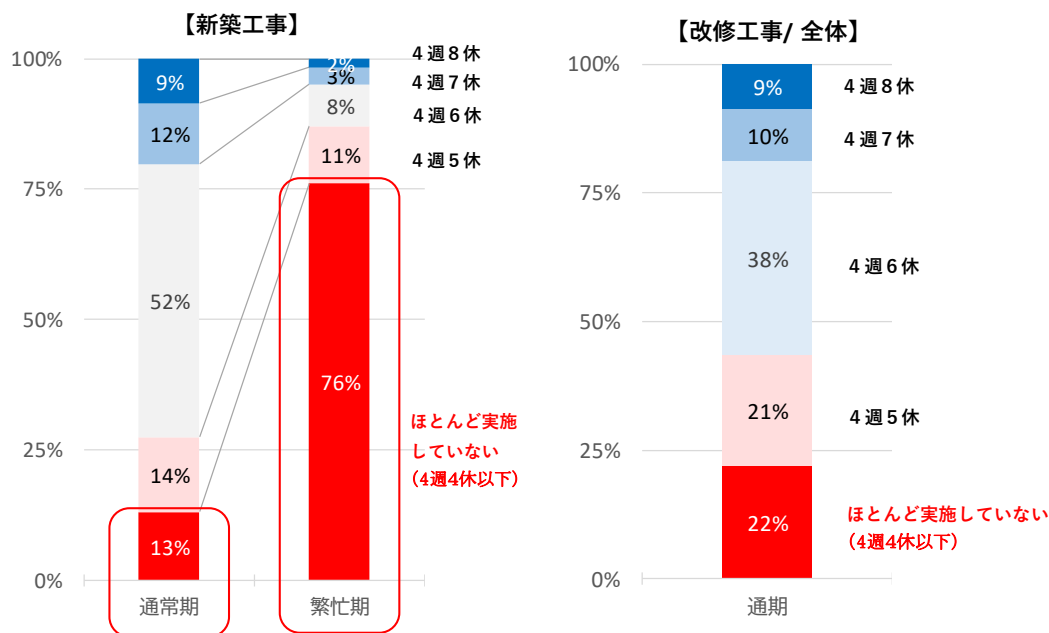
結果 II. 現場における技術者の平均的な休日取得の状況

(問4より)

休日の取得状況は、目標である4週8休に対し、現状では通常期では4週6休が主であり52%(前回53%)、4週6～8休は73%(前回71%)と前年同様あまり進んでおりません。注意が必要なのは電気設備工事の特徴である作業が集中する竣工間際の繁忙期では4週4休以下が76%と休日取得が厳しく、通常期の13%に比べ、時間外労働の増大につながる時期であることが示された。

1. 新築工事の場合(通常期と繁忙期別)

2. 改修・保守工事の場合(工期全般)



(参考) 休日取得を十分出来ない理由

下記の赤字が主たる理由として挙げられたものです。

(複数回答可)

★ 60%以上回答

対応区分	該 当 事 項	大規模 企業	中規模 企業	小規模 企業	全体
外部調整での事由	1) 関連工事との調整	86%	80%	79%	80% ★
	2) 発注者との協議、打ち合わせ	64%	32%	35%	36%
	3) 関係機関との協議	14%	11%	8%	11%
追加変更工事への対応関係	4) 見積書、図面作成	91%	74%	85%	78% ★
	5) 工事資機材の調達	59%	29%	29%	32%
	6) 技術者、作業員人員手配	86%	36%	23%	38%
	7) 社内への工事報告や手続き	36%	9%	4%	11%
	8) 工程計画の見直し	73%	52%	35%	50%
前工程の遅れと工期内完成への対応	9) 見積書、図面作成	68%	63%	58%	63% ★
	10) 工事資機材の調達	36%	33%	27%	32%
	11) 技術者、作業員人員手配	86%	52%	46%	54%
	12) 社内への工事内容の変更報告と手続き	23%	8%	4%	9%
	13) 工程計画の見直し	77%	63%	52%	62% ★
施主、注文者からの要請対応	14) 提案書の提出(CD,VE等)	50%	28%	17%	28%
	15) 各種調査、資料、報告書の作成	91%	73%	81%	77% ★
	16) 追加・変更要請に対する見積書作成	18%	15%	4%	13%
社内対応	17) 社内会議への出席	0%	8%	8%	7%
	18) 講習会への参加	36%	22%	19%	22%
	19) 報告書作成と提出	5%	9%	2%	7%
	20) その他	18%	13%	2%	11%

回答社数 N= 22 144 48 (計214)

結果 III. 前工程の遅れによる「しわ寄せ」の発生状況

(問6より)

「しわ寄せ」の発生状況は、完成工事の約9割(87%)において発生があったとの回答であったが、その発生割合で見ると1割から8割と幅があった。

また、「しわ寄せ」を受けても工期延長しなかった件数が約8割以上と答えた会員が半数を超えております。

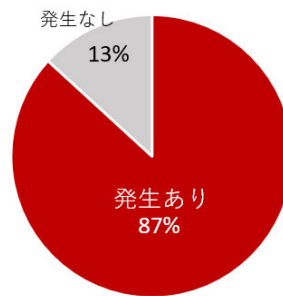
結果 I. での繁忙期の時間外労働時間の状況と上述の結果から、「上限規制」以降は「しわ寄せ」発生時には竣工日の延長を視野に入れ工程の見直し対策が求められます。

(1) 完成工事のうち、「しわ寄せ」発生有無

単位：構成比

しわ寄せ発生有無	大規模企業	中規模企業	小規模企業
有り	92%	84%	94%
無し	8%	16%	6%

全体
87%
13%



しわ寄せ 発生有無
あり……約9割弱(87%)

回答社数 N= 24 154 49 (計 227)

※なお、しわ寄せ割合ゼロもしくは空白回答を発生なしとして集計した。

(2-1) 「しわ寄せ」を受けた発生割合

しわ寄せ発生割合	社数			構成比		企業規模		
	大規模	中規模	小規模	全体	構成比	大規模企業	中規模企業	小規模企業
発生なし/未回答	2	25	3	30	13%			
～1割	1	23	16	40	18%			
～2割	3	21	7	31	14%			
～3割	3	23	4	30	13%			
～4割	1	1	1	3	1%			
～5割	2	17	3	22	10%			
～6割	1	11	4	16	7%			
～7割	3	10	2	15	7%			
～8割	6	14	6	26	11%			
～9割	1	4	0	5	2%			
～10割	1	5	3	9	4%			
計 (N)	24	154	49	227	100%			

発生割合
1割から10割まで様々

(2-2) うち、工期延長せず当初の竣工日通りに完成させた割合

工期延長せず完成した割合	社数			構成比		企業規模		
	大規模	中規模	小規模	全体	構成比	大規模企業	中規模企業	小規模企業
～1割	0	20	7	27	14%			
～2割	0	8	2	10	5%			
～3割	1	4	1	6	3%			
～4割	0	1	0	1	1%			
～5割	1	5	2	8	4%			
～6割	1	4	0	5	3%			
～7割	2	2	2	6	3%			
～8割	2	21	6	29	15%			
～9割	10	29	6	45	23%			
～10割	5	35	20	60	30%			
計 (N)	22	129	46	197	100%			

「しわ寄せ」が発生しても
その8割以上工事(件数)が
工期延期せずに完成させて
いる

結果 IV. 現場における技能者の日給月給制の作業員が占める割合

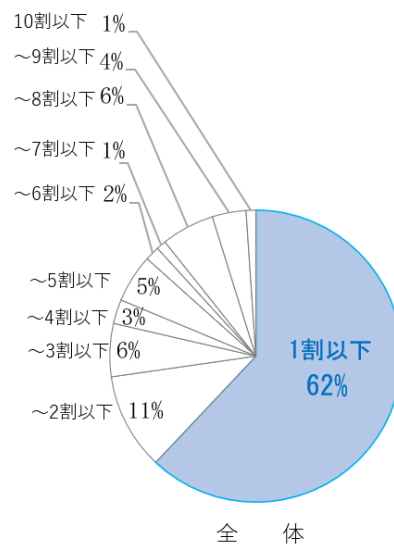
(問7より)

今回の調査の結果では技能者のうち日給月給制の割合は、およそ半数以上の企業において、1割以下と少ない状況ですが、今回の調査は自社及び協力会社までの結果であり、当業界は特に繁忙期での「しわ寄せ」に対し追加応援の技能職者を下請け重層化の中で対処していただいておりますが、これらの方々は含んでいない結果であると考えられます。

今後、技能者の処遇改善、担い手確保という点も含め、日給月給制の方々への詳細調査が必要であり、その配慮策が求められるところです。

技能者のうち、日給月給制の方の人数割合(概ね)

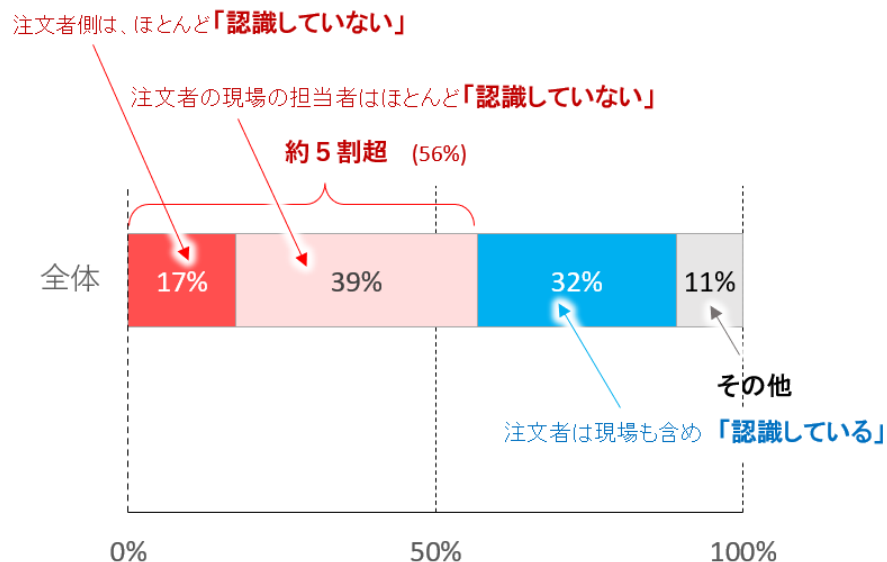
日給月給制の占める割合	大規模企業	中規模企業	小規模企業	全体
1割以下	57%	63%	60%	62%
～2割以下	14%	11%	9%	11%
～3割以下	5%	7%	5%	6%
～4割以下	0%	2%	5%	3%
～5割以下	5%	6%	5%	5%
～6割以下	0%	2%	2%	2%
～7割以下	5%	0%	2%	1%
～8割以下	10%	5%	7%	6%
～9割以下	5%	4%	2%	4%
10割以下	0%	1%	2%	1%
計	100%	100%	100%	100%



結果 V. 「上限規制」に対する注文者の認識

(問8より)

注文者および現場でのその担当者において「上限規制」への認識がまだ約5割を超えていない状況であり、我々受注者側からも「働き方改革の推進の申し入れ」が必要です。



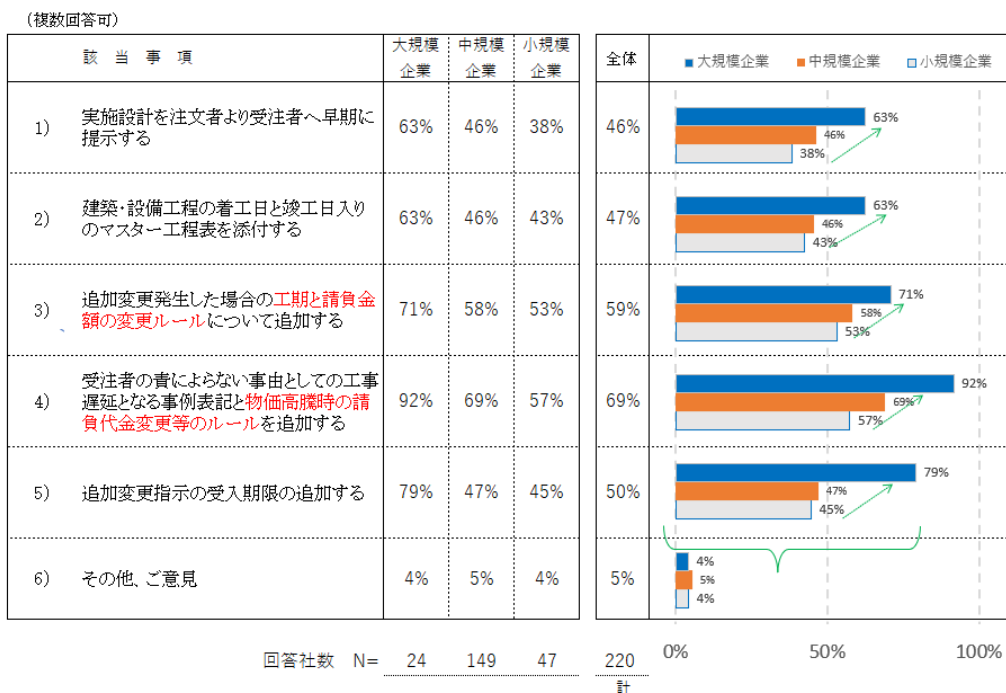
結果 VI. 「適正工期の確保」および「しわ寄せの軽減」への契約条項の見直し

(問 9 より)

長時間労働が常態化している中で労働環境改善に向けた対応では、下記のすべての改善が欠かせないが、特に作業面以外での「契約上での条件の見直し(ルールの追記)」は求められている。

- ・ 下記 3) 追加変更発生した場合の工期と請負金額の変更
- ・ 下記 4) 受注者の責によらない事由としての工事遅延となる事例表記と物価高騰時の請負代金変更

これらの事項に向けた契約条件に含めることが求められる。

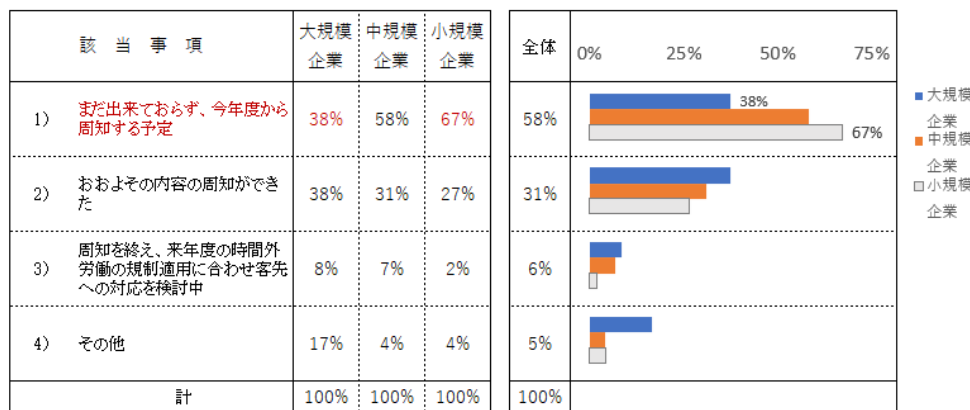


結果 VII. 「工期に関する基準」の社内への周知

(問 10 より)

大規模企業は先行しているが、中・小規模企業では残念ながら周知は進んでいない模様。
まずは我々自身が[※]中建審が作成した「工期に関する基準」の正しい認識理解しておく必要がある

(択一回答)



※中建審(=中央建設業審議会)は、国土交通省に設置された諮問機関であり、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

以 上